

稚内市中小企業振興助成金（I o T等導入促進支援事業助成金）交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、稚内市中小企業振興基本条例（平成29年稚内市条例第11号）第5条第1号及び第3号に掲げる基本方針に基づき、中小企業者が生産性向上のためにI o T（インターネット・オブ・シングス活用関連技術）の導入及びデータ活用を行う事業、ロボットの導入を行う事業又はキャッシュレス決済を行う事業の実施に必要な経費に対して稚内市中小企業振興助成金（I o T等導入促進支援事業助成金）（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- （2） I o T（インターネット・オブ・シングス活用関連技術） インターネットに多様かつ多数の物が接続されて、それらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の活用に関する技術をいう。
- （3） ロボット センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う機械システムをいう。
- （4） キャッシュレス決済 クレジットカードや電子マネー（交通系ICカード等）、コード決済（バーコード、二次元コード等）等による電子決済をいう。

（助成対象者）

第3 助成金の交付を受けることができる者は、中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （1） 稚内市内に主たる事務所を有する個人又は法人であること。
- （2） 市税等の滞納がないこと。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- （4） フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者でないこと。

（助成対象事業）

第4 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 中小企業者が生産性の向上及び業務の効率化等を実現するため、IoT（インターネット・オブ・シングス活用関連技術）を導入し、そこから収集される情報を活用して、監視、保守、制御又は分析を行う事業（以下「IoT活用事業」という。）
- (2) 中小企業者が従業員の業務負担等を軽減するため、産業用ロボット、サービスロボット等を購入して行う生産性向上に資する事業（以下「ロボット導入事業」という。）
- (3) 中小企業者が従業員の業務負担等を軽減し、キャッシュレス社会の実現に向けてキャッシュレス決済端末を購入して行う地域産業の活性化に資する事業（以下「キャッシュレス決済事業」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象事業としない。

- (1) 国、道、市等の他の助成制度の適用を受けていること。
- (2) 既存のシステム又は設備の単純な更新、バージョンアップ等と判断されること。
- (3) 同様の事業内容で既にこの要綱に基づく助成金を受けていること。
- (4) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする事

（助成対象経費）

第5 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費であって、別表に掲げるものとする。

（助成金の交付額）

第6 IoT活用事業・ロボット導入事業に係る助成金の交付額は、助成対象経費の3分の2以内の額であって、30万円を超えない額とする。

2 キャッシュレス決済事業に係る助成金の交付額は、助成対象経費の3分の2以内の額であって、10万円を超えない額とする。

3 助成金の助成回数は、各中小企業者につき1会計年度において、1回とする。

4 リース料、利用料及び手数料に係る助成期間は、最長6月とする。

5 助成金の交付額の総額は、当該年度の予算で定める額を超えることができない。

（交付の申請）

第7 稚内市補助金等交付規則（平成17年稚内市規則第18号）第6条第1項第4号

に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 必要経費を明らかにすることができる書類
- (2) 市税等を滞納していないことを証明する書類
- (3) 別記様式の導入計画書

(実績報告の提出)

第8 稚内市補助金等交付規則第16条第3号に掲げる市長が必要と認める書類は、各経費の支払を証明する書類及び導入状況等の確認ができる写真又は専門家からの技術指導結果が分かる書類とする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程（平成17年稚内市訓令第7号）に定めるところによる。

附 則（令和5年7月4日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた助成金については、なお従前の例による。

別表（第5関係）

助成対象事業	助成対象経費
IoT 活用事業・ロボット導入事業	機械装置に係る購入費及びリース料、工具器具費、設置費、ソフトウェアに係る購入費及び利用料、電気等工事費、システム開発等に係る外注費、外部専門家経費（導入又は活用方法を検証するため、専門家から技術指導を受ける場合に限る。）市長が特に必要と認める経費
キャッシュレス決済事業	キャッシュレス決済端末本体機器、回線工事費、付属機器（汎用端末、決済端末に関連する機器、ネットワーク接続機器等の必要不可欠と認められる機器）登録や使用に係る利用料及び手数料、市長が特に必要と認める経費

別記様式（第7 関係） **〔別添〕**